



税務研修

主催：(社)仙台南法人会  
共催：仙台南税務署

# 役員報酬の取扱いについて

知ってますか？会社法の改正で大きく変更されています

役員給与や賞与などの役員報酬の取扱いは会社法の改正に伴い、大きく変更され、適正な手続きをとれば役員の賞与も損金算入が可能になります。

今回の研修は、よくわかっていない役員報酬の取扱いについて、事例等を取り入れながらその内容等について基礎から説明します。多くの経営者・経営幹部・経理担当者の方々に是非受講していただきたくご案内申し上げます。



1. 定期同額給与の謎
2. 事前に届け出る場合の締切日
3. 役員報酬はどうやって決めるのか
4. 非常勤の役員の特例
5. 高額な役員報酬といわれなかったために

## 実施要領

日時 平成24年1月31日(火)午後2時30分～4時

会場 太白区中央市民センター3F大会議室(たいはっくる)

仙台市太白区長町五丁目3番2号 TEL.022-304-2211

ご来館の際はなるべく公共の交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

受講料 会員：無料 非会員：1,000円(テキスト代)

定員 50名(定員になり次第締切りとさせていただきます)

講師 仙台南税務署法人課税第一部門担当官

申込 (社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

----- (キリトリ線) -----

「役員報酬の取扱いセミナー」 申込書

平成24年 月 日

会社名		電話	
住所		F A X	
参加者名		参加者名	

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。